

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 粕屋町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.9%
全職員	66.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	91.6%
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	101.4%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.1%
31～35年	91.3%
26～30年	91.8%
21～25年	96.1%
16～20年	82.5%
11～15年	102.3%
6～10年	92.4%
1～5年	90.4%

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員」について
 - ・ 「選挙事務」や「遺跡発掘」などの短期的任用の会計年度任用職員は除いて算出。
 - ・ 働く日数に応じて職員数を換算。例：週 18.75 時間勤務 = 1/2 人
- 男女の差異の主な要因について
 - ・ 近年の女性の新規採用の増加により、相対的に給与水準の低い職員が女性に多くなっている。
 - ・ 女性職員のうち、扶養手当を受給している者の割合が低いため。(男女別の扶養手当受給率 男性 82%、女性 18% R4 年 4 月 1 日現在)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。